

令和2年度第3回市川警察署協議会

1 開催日

令和2年12月18日（金曜日）

2 開催場所

市川警察署

3 出席者

・協議会委員 10人 ・警察署 17人

4 議題

(1) 犯罪発生状況

ア 刑法犯認知件数

イ 罪種別内訳

(2) 交通事故発生状況及びその特徴

ア 交通事故発生状況

イ 交通人身事故の主な特徴

ウ 飲酒運転の状況

エ 今後の課題

(3) 駐車監視員活動ガイドライン

(4) 「強い警察」取組状況

5 委員からの意見・要望等

(1) 自粛期間中のトラブルについて

【質問】 新型コロナウイルス感染予防に伴う自粛期間中における市民同士のトラブル（いわゆる「自粛警察」「マスク警察」など）の発生はあったのか。

【回答】 管内における認知はありませんでした。

なお、3月15日のマスク転売規制に伴い、市民の方から当署管内の7店舗において、マスク販売に関する情報が寄せられ確認しましたが、いずれも法の規制対象となる転売行為ではないことが判明しています。

(2) 特殊詐欺について

【質問】 管内における特殊詐欺の件数、被害金額とも減少傾向にあるということであるが、全国的に減少傾向にあるのか。また、新型コロナウイルス禍との関連性はあるのか。

【回答】 全国における電話d e詐欺の発生状況は、9月末現在、

認知件数

10,172件（前年同期比マイナス2,208件）

被害額

約195億7000万円（同マイナス約36億2000万円）となり、件数、被害額ともに減少しています。

新型コロナウイルスとの関連性を示す資料はなく、また、地域性の相違もあり断定はできませんが、緊急事態宣言下にあった4月中の千葉県内の発生状況を見ますと、前年と比べマイナス62件となっており、激減している状況にあります。

（3）シートベルトについて

【質問】 後部座席のない車の助手席に乗る際、体調が優れずシートベルトをする事が困難な場合でも、シートベルトをしなければ取締りの対象となるのか（免除となる事由は）。

【回答】 基本的に、取締りの対象にはなりません。

座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除については、「道路交通法施行令第26条の3の2」で規定され、その中のひとつに「疾病、負傷、障害または妊娠中のため、シートベルトをすることが療養・健康保持上、適当でないとき」があり、「体調が優れずシートベルトが困難な場合」はこれに該当します。この場合でも通院等の証明を確認することがあります。

ただし、「体調が優れない」等と申し立てていることが単なる言い訳であることが明らかな場合は、取締り対象となります。

【質問】 タクシーを利用する際、シートベルト着用の声掛けをする運転手と、何もしない運転手がいる。

事故が発生した際、シートベルト非着用の方が着用者に比べ負傷する割合が高く、負傷程度もより重くなると承知しているが、警察からタクシー会社への啓発活動はどの様にしているのか。

【回答】 タクシー協会を通じて、シートベルトの重要性等について、各社への周知をお願いしているところですが、更に乗客へのシートベルト着用の呼び掛けが浸透していくよう改めて依頼していきます。

（4）飲酒運転について

【質問】 飲酒運転が増加傾向にあるとのことだが、飲酒運転に起因する交通事故が発生した場合、全件公表されるものなのか。

【回答】 全件報道発表するわけではなく、身柄を拘束した事件のうち、悪質なもののや常習性があるものなどについて、個別に検討の上、報道発表しています。

【質問】 飲酒運転による事故等に特徴はあるのか。また、他の犯罪は減少傾向に

ある中、飲酒運転が増加しているのはなぜか。

【回答】 当署で危険運転として立件した飲酒運転は、早朝から昼間における時間帯での発生が多く、対向車線へはみ出し正面衝突するなど、一步間違えれば死亡事故になりかねない悲惨な事故が発生しています。

飲酒した場所を確認すると、朝方まで営業している飲食店が多く、未明まで飲酒して車を乗り出し、事故を起こしているのが現状です。

飲酒運転件数は、新型コロナウイルス対策による「自粛期間」が一旦解除になってから増加しました。未だ「事故を起こさなければ大丈夫。」等と安易に運転する者がいますので、対策を強化していきます。

(5) 自動二輪車運転者に対する啓発活動について

【要望】 管内では、二輪車（自転車含む）が関係する交通事故が県内の発生状況と比較して割合が高くなっている。特に自動二輪車の運転者を対象に、ヘルメットの適正な着用（顎紐など）や胸部プロテクターの着用推奨などの啓発活動をお願いしたい。

【回答】 ヘルメットを正しく着用せず、顎紐を引っ掛けるだけの者が時折見受けられますが、発見した際は、交通法違反として取り締まるとともに適正な着用を呼び掛けています。

プロテクターは義務化されてはいませんが、交通安全運動期間中をはじめ、安全講話や検問等のあらゆる機会を通じて、指導及び啓発活動を実施しています。今後も継続して取り組んでいきます。

(6) 自転車について

【質問】 じゅん菜池緑地周辺からJR市川駅に至る通りは、毎朝自転車の交通量が非常に多い。特に危険なのは、両耳にイヤホン・ヘッドホンなどをしたまま凄いスピードで駆け抜ける若者で、大きな事故には至っていないものの、すれ違いざま、追い抜きざまの接触をよく見かける。

自転車乗車時のイヤホン等に対する啓発活動はどの様にしているか。

【回答】 定期的に朝の通学時間帯を捉えて、駅前などで市川市、交通安全協会、交通安全母の会等と協同しての自転車乗車時のルール遵守やマナー向上を目的としたキャンペーンを実施しており、注意喚起チラシの配布、違反と認められた場合の指導取締りなどの活動をしています。要望なども踏まえ、活動場所を変更していくことも可能です。

【質問】 自転車乗車時のイヤホン等着用に対するペナルティはどのようなものか。

【回答】 イヤホン等を着用して自転車に乗車しているというだけで、直ちに違反になるというわけではありません。

イヤホン等の着用により周囲の音が認識できず、安全運転に支障をきたす等の危険が生じた場合や警察官の警告に従わなかった場合などの状況が認められた際は取締りの対象となります。取締りはいわゆる「赤切符」処理となり、罰金刑が定められています。

【要望】 外環道沿いに自転車専用道路があるが、そこを通らずに歩道を通行する自転車がある。小学校近くでは、児童と自転車が接触しそうになる状況も見られる。そこで、自転車利用者に対する直接の注意や看板の設置など、児童と自転車の接触事故を予防するための方策を検討してもらいたい。

【回答】 国道298号線が開通し、

○ 国道の渋滞に伴い、これまで交通量の少なかった周辺道路に流れる車両が増加する

○ 国道の横断が困難になった自転車の経路が変化する

など、地区によっては住民生活に係る道路環境が大きく変化しています。

街頭活動を通じ注意喚起していくとともに、看板の設置は市で可能であることから、要望を踏まえ検討の上、依頼していきます。

(7) パトロールカーの稼働台数について

【意見】 市川署で通常稼働しているパトカーは4台であると聞いているが、管内の広さや事件数を考えると4台というのは少なく感じる。

人員や予算などの問題があるのは承知しているが、パトカーの台数を増やせないものだろうか。

【回答】 ご意見については我々も同じ思いですが、限られた人員、装備の中で工夫をしながら運用しているところです。

今後も、パトカーの機動力を生かし、可能な限り広範囲に「見せる」活動をすることで、犯罪抑止効果を高めていきたいと考えています。

(8) 通報への対応について

【質問】 110番や加入電話での通報があると、全て出動しなければならないと聞いたことがある。警察官が出動する必要性が感じられないものや匿名のものでも現場に行かなければならないというが、人員が限られる中、パトロールなどに割り振った方がよいと感じる。対応について何らかの基準はあるのか。

【回答】 基準はありません。通報内容だけでは事実が分からない場合もありますので、現場へ向かい警察官が事実を確認し、対応した上で結果を報告します。そのため通報があれば、全て現場臨場し対応にあたります。